



第九十八号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「以下「旧給料月額」を「次項から附則第六項までにおいて「旧給料月額」に改める。

附則に次の二項を加える。

（給料月額の特別措置）

- 27 平成二十二年三月三十一日において附則第二十四項又は第二十五項の適用を受けていた職員で、平成二十二年四月一日以後に引き続き箕面市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づく一般任期付職員行政職給料表又は一般任期付職員医療職給料表の適用を受けていた第六条の二第三項に規定する任期付短時間勤務職員（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）の平成二十三年四月一日に受けるべき給料月額は、第六条の二第三項並びに一般任期付職員行政職給料表及び一般任期付職員医療職給料表の規定にかかわらず、同日の前日に受けていた給料月額と同額とする。

- 28 前項の規定の適用を受けた職員が、平成二十三年四月一日後に到来す

る任用期間の満了日の翌日以後に引き続き任期付短時間勤務職員となる
 場合において、その者の受けるべき給料月額は、第六条の二第三項並び
 に一般任期付職員行政職給料表及び一般任期付職員医療職給料表の規定
 にかかわらず、当該任用期間の満了日に従事していた業務及び受けてい
 た給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に対応する次
 の表の新給料月額欄に定める額とする。

従事していた業務	旧給料月額			新給料月額		
	一般事務、技能的業務 及び労務的業務	一七〇、二四〇円	一八三、八四〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円
保育士、教諭、養護教 諭、司書及び障害児介 助の業務	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円
	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円
心理相談、教育相談及 び要介護認定調査の業 務	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円
	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円	二二二、六四〇円
歯科衛生士、栄養士及 び臨床検査技師の業務	一九五、五二〇円	一九五、五二〇円	一九五、五二〇円	一九五、五二〇円	一九五、五二〇円	一九五、五二〇円
	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円
看護師の業務	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円	二〇八、五六〇円
	二二二、七六〇円	二二二、七六〇円	二二二、七六〇円	二二二、七六〇円	二二二、七六〇円	二二二、七六〇円

別表第四及び別表第五を次のように改める。

別表第4 (第5条の3関係)

一般任期付職員行政職給料表

等級	給料月額
1等級	237,500円
2等級	230,200円
3等級	222,000円
4等級	214,600円
5等級	207,000円
6等級	200,000円
7等級	192,800円
8等級	185,800円
9等級	178,800円
10等級	172,200円
11等級	161,600円

備考 この表は、一般任期付職員のうち他の給料表の適用を受けない者に適用する。

別表第5（第5条の3関係）

一般任期付職員医療職給料表

等級	給料月額
1等級	249,800円
2等級	241,800円
3等級	233,900円
4等級	226,800円
5等級	220,000円
6等級	213,600円
7等級	206,500円
8等級	197,600円
9等級	190,900円

備考 この表は、一般任期付職員のうち薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他規則で定める者に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(職務の等級の切替え)

2 平成二十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例第六条の二第三項及び同条例の規定に基づく一般任期付職員行政職給料表の適用を受けていた職員(切替日の前日に任用期間が満了となる職員及び市長が別に定める職員を除く。)の切替日において受けるべき職務の等級は、切替日の前日に従事していた業務及び受けていた職務の等級(附則別表において「旧等級」という。)に対応する附則別表の新等級欄に定める等級とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日以後に引き続き第六条の二第三項及び一般任期付職員行政職給料表の適用を受ける職員で、その者の受けるべき給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日に任用期間が満了となる職員が切替日以後に引き続き同一業務に従事するため第六条の二第三項及び一般任期付職員行政職給料表の適用を受ける場合において、その者の受けるべき給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 前二項の規定の適用を受ける職員が切替日後に到来する任用期間の満了日の翌日以後に引き続き同一業務に従事するため第六条の二第三項及び一般任期付職員行政職給料表の適用を受ける場合において、その者の受けるべき給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこ

ととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(規則への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般任期付職員の給料月額を改定するため、本条例を改正するものである。

附則別表

職務の等級の切替表

従事していた業務	旧等級	新等級
保育士、教諭、養護教諭、司書及び障害児介助の業務	5	9
	4	8
心理相談及び教育相談の業務	3	4

